

## 大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定書

大分市と宝塚市（以下「両市という。」）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、被災していない都市が友愛的精神に基づき、応援協力し、被災都市の災害応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 応急措置を実施するために必要な職員の派遣
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、文書により応援を要請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により応援を要請し、後日速やかに文書を送付することができるものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員数及び業務内容
- （4） 応援を必要とする場所及び当該場所への経路
- （5） 応援を必要とする期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された都市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じるよう努めるものとする。

- 2 両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

### （応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した都市の負担とする。

- 2 前項の規定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、両市が別途協議して定める。

### （連絡担当部局）

第5条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料等の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

(平常時における相互協力)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から相互に協力し、防災体制の整備充実を図るものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両市が災害対策基本法及び消防組織法等に基づき締結した他の協定を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第10条 この協定は、平成24年11月5日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月5日

大分市長

宝塚市長

---

---